

大阪市告示第566号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、医師を指定したので、大阪市身体障害者福祉法施行細則(昭和31年大阪市規則第65号)第5条の規定により、別紙のとおり告示する。

令和8年4月24日

大阪市長 横山英幸

(福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)